

医第2497号
令和6年1月31日

各医療機関管理者様

石川県健康福祉部医療対策課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震により被災した医療施設等に係る
災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課から、国庫補助事業の案内がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、各医療機関における本事業の活用を要望する場合には、下記HPから詳細を確認の上、掲載中の様式にてご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 医療施設等災害復旧費補助金

※各詳細はHP上の別紙1「医療機関等への案内」参照

2 対象医療機関

- ・ 公的医療機関
- ・ 政策医療実施機関

(救命救急センター、救急告示病院、在宅当番医制診療所(歯科含む)、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、在宅医療実施病院(診療所及び歯科診療所を含む)など)

3 対象費用

- ・ 建物及び建物附属設備の復旧費用
- ・ 医療用設備(CT、MRI、リニアック等の建物と一体として復旧を行う医療機器の復旧費用)
- ・ 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材の復旧費用(※1、2)
 - ※1 激甚災害により被災した場合に限る
 - ※2 修理費等の復旧費用が、1品あたり50万円(歯科は10万円)以内は除く
 - ※ 復旧のための費用の合計(税込)が80万円に満たない場合は対象外

4 補助率

1 / 2 (激甚災害により被災した公的医療機関は 2 / 3)

5 提出資料

- ・ 医療施設等災害復旧費協議書 (様式 1)
- ・ 医療施設等災害復旧費実地調査表 (様式 2)

※本補助金を活用して復旧を行う場合、国による実施調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要がある、(様式 1、様式 2) を提出後、下記のを準備していただく必要があります。

- ・ 図面、被災箇所すべての写真
- ・ 復旧費の積算根拠 (費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数 (3 社以上) の見積書)
- ・ 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

※ 業者の震災対応業務等により、見積書の複数社の取得が難しいことが予想されますので、活用意向の提出時においては、1 者のみで構いません。

(ただし、補助金の交付を受けるにあたり、複数社の見積が必要になります)

6 提出期限

令和 6 年 2 月 26 日 (月)

7 提出先

下記担当あてにメール提出

石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ 田島

メールアドレス kousuke.tajima@pref.ishikawa.lg.jp

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ > 医療機関への各種お知らせ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan_oshirase.html

※ 問い合わせについては、可能な限りメールでいただくようお願いします。

(事務担当)

医療対策課

医療指導グループ 田島

TEL 076-225-1433

FAX 076-225-1434